

果解決ニ至リタルハ状況左記ノ通ニ有之  
記

一 雇 過

(1) 交渉状況

四日午後三時罷業回側ヨリ事業主側ニ会見ヲ申込  
事業主ハ是ヲ容レテ會見ニ時間ニ亘リ折衝ノ結果  
ハ賃動手當トシテ三ヶ月目ニ給スル午當金ハ従前通り五  
日分トス  
又賃金返上ハ三ヶ月ニ二錢乃至六ホノ算給ヲ認メ将来  
平均一月六十ホトスルコト  
又爭議ニ突クル解雇者ハ左記五名トシ解雇手當日給四  
週回分ヲ支給スルコト

解雇者氏名

田中貞三 板花源次郎 伴 信治

中島加氣次治 断田文雄 (臨時工解雇手當支給)

ト妥協成立實願書ハ撤回スル事ニ決定 爭議團ヨリ別  
記諸書ヲ提出解決シタリ

(2) 労働者側

罷業労働者ハ爭議團事務所ニ毎日約三十名集合セル  
モ氣勢昂ラス

四日早夜訪問隊ヲ組織シテ各労働者自定訪問ヲ爲シ  
爭議團加入ヲ勧誘セルモ加入者ナク前後兼協議ノ結  
果前述ノ如ク事業主ニ会見ヲ求ムルニ至リタリ

(3) 事業主側